

春名好重著

近衛家伝来国宝大手鑑解説

市川本太郎

一三四

陽明文庫所蔵近衛家伝來の「国宝大手鑑」が、昭和四十六年四月二十二日株式会社淡交社から出版された。その内容は聖武天皇をはじめとして後水尾天皇に至る天皇の古筆三十七点、および皇族・公卿・歌人・僧侶などの書二百数十点、計三百五点の多数に達する貴重なる文献である。この出版は原本の形をそのまま再現したもので、大きさも原寸通り縦四五・四cm、横六四・五cm、厚さ四cmの大部なものである。これに対し解説書が一冊つけられている。この解説書（A5版二二八頁）を春名教授が全部執筆せられたのである。

解説書の内容は巻頭に見える次の目次によつて、その大体を知ることができ

図版目録

- 国宝大手鑑解説
- 一 古筆の鑑賞
- 二 手鑑の流行
- 三 近衛家
- 四 近衛家と書
- 五 近衛家照
- 六 近衛家の大手鑑

図版解説
国宝大手鑑古筆筆者系図

最初の「図版目録」においては三百五点の図版の名を挙げ、順序を示す番号とその図版の存在する位置とを示している。次の「国宝大手鑑解説」のなかの「一、古筆の鑑賞」においては古筆鑑賞の歴史を明かにし、天平時代から弘仁時代までは王羲之の書が愛好され、藤原時代初期に小野道風が和様の書を創始し、藤原佐理・同行成が繼承してこの三者を三賢または三跡と称したことを明かにし、以後三跡の書が尊重せられ、室町時代後崇光院の「看聞御記」、東常綠の「東野州聞記」、三条西家隆の「家隆公記」などに古筆の鑑賞された記事のあることを明示し、また野紹闇によつて茶室にも古筆が床にかけられるようになつたことを述べ、眞の古筆鑑賞は室町時代にはじまつたことを明かにしている。「二、手鑑の流行」の項においては、天正年間に既に手鑑が作られ、豊臣秀次・石田三成・前田利常も手鑑を作つたことを述べ、また後水尾天皇が手鑑に深い関心を寄せられ手鑑を作られ、後西天皇は千枚手鑑を作られたことを述べ、江戸時代には手鑑の流行したことを明かにしている。「三、近衛家」の項においては近衛家の先祖天児屋根命から現代に至るまでの系譜を示し、連綿として継続した由来血統を明かにし、国宝大手鑑の存在の裏付けを証拠だてる。 「四、近衛家の書」の項においては、近衛家には祖先以来能書家が多く、歴代の書跡は日記・文書・懐紙・詔草・短冊として多く残つており、尚通とその子種家とは能書家として尊重せられ、種家の孫信尹は同時代の本阿弥光悦・松

花堂松乗とともに寛永の三筆といわれたこと、その子孫の家熙は能書家として最もすぐれ篆隸楷行草の五体を巧妙に書いたことを説明している。「五、近衛家熙」の項においては、その伝記を述べ、才能のすぐれた点を挙げ、博学達識にして朝儀典礼に精通し多芸多能であり、とりわけ書と茶の湯に長じ、臨模に巧みであり、また絵画もよくしたことが述べられている。「六、近衛家の大手鑑」の項においては家熙が家伝の多くの古筆を鑑定して大手鑑を作ったことを述べ、その体裁内容については細大洩らさず詳記し、この大手鑑の配列順序が他の手鑑のそれと異り、独特的順序を用いていることを発見し「勅筆の次に親王の古筆切を押すのが例になっている。しかしこの大手鑑は親王の前に撰家を置いている。摂政は天皇に代って万機を摂行する者であり、関白は太政官の文書を天皇に奏覽する前に内覽する者であるから摂政・関白を親王の前に置いたことと考えられる。」(二七頁)と述べている。

「図版解説」は本書の主要な部分である。凡例において次の方針によつたことを示している。

- 1 稲文は写経以外の凡てに付した。
- 2 稲文の漢字は原則として新字体を用いたが字形がいちじるしく異なる場合は旧字体を用いた。
- 3 稲文の仮名はすべて平仮名を用いた。

- 4 漢文には句読点および逗点を付けた。
- 5 稲文のうち前後の語句・詩句・歌句は()で囲んで示し、また脱字は()で囲んで補つた。

- 6 散らし書はできるだけ原本どおりに示すことに努めた。

図版解説の体裁は三段組となし、上段は原本の写真、中段は稻文、下段は解説となつてゐる。中段の稻文は著者が苦心されたことと推察せられる。古筆の解説は最も困難であつて、該博な知識と専門的な古文書学を通じた見識とを有するものでなければ不可能であるからである。本書においては写経以外には全

部稻文を付し、漢文には返り点まで付し、殆んど不明の文字がない。その稻文はその文字を示したばかりでなく、稻文の配置も原文に従つてゐるので、その位置を見ればただちにわかるようになつていて、まことに親切な方法がとられている。この稻文は研究上非常に重要であつて、これを解説したことは偉大な貢献というべきである。

下段の解説欄においては筆者の伝記・著書・関係古筆を挙げ、次に行を換えて当該古筆について、その古筆の文の原拠出典・原本・料紙・字形・用筆・筆者の真偽の順序に記述されている。筆者の伝記については、全員にわたつて、その調査に多くの時間と多くの文献とを要したことが察せられる。その内容は父母・本名・生年・官職・歿年・教養・才能などを述べ、つぎに著書および関係古筆の名が挙げられている。この著書・関係古筆も重要な資料である。ここにその伝記の一例を引用しておく。

180 中納言定頼卿

定頼は権大納言藤原公任の子で、母は中務卿昭平親王の女である。長徳元年(九九五)に生れ正二位権中納言になり、寛徳元年(一〇四四)病によって官を辞して出家し、翌年正月五十一歳でなくなつた。四条中納言といわれ、歌人として有名であり、家集に『権中納言定頼卿集』がある。また能書家としてもすぐれていた。定頼の筆跡といわれているものには『大江切』『鳥丸切』『古今集切』『拾遺集切』『下絵古今集切』『津田切』『山城切』などがある。『元暦校本萬葉集』(卷四)も定頼の筆跡といわれている。(一四二頁)

これは伝記記載の一例であるが、他の伝記も大体はこの形式によつていて、さらにこの定頼卿の書についての解説を引用すると次のようである。

この断簡は『文選』(卷二十一)に收められている漢の李陵(少卿)が蘇武に答えた「答蘇武書」の切で、もと卷子本らしい。料紙は楮紙で縦二・六セ

ンチ、横八・三センチである。字形はやや縱長でよく整っている。点画は細くて筆力がある。収筆に力を入れて強くおさえる癖がある。かなり速く書いたようであり、清楚明快である。定頼の確かな筆跡は残っていないので、この断簡を定頼の筆跡と認めることはできない。書写年代は定頼より少し下ったころである。(一四二頁)

右の例のように、先にその古筆の文の出典を示し、つぎにその原本が巻子本か冊子本かの区別を明かにし、料紙の質と大きさを挙げ、さらに字形用筆についての特徴を指摘し、最後に筆者の真偽に対して断定を下している。これが解説の一般的形式である。中には料紙について詳細に記載したものもある。たとえば「聖武天皇賢愚經」の切についてはつぎのように記している。

もと巻子本で、料紙は香木をこまかく碎いて漉き込んだ香紙の一種である。しかし茶昆にした人骨をこまかく碎いて漉き込んだ紙といい伝えられていたので茶昆紙といわれている。(三二一頁)

これとは少し異ったものとしては、「伏見院の法華經」の切れについては次のように見える。

料紙は斐紙の銀地で金銀の砂子を撒き、金泥銀泥で菊・楓・草花・鳥などを描いている。(三九頁)

次に字形用筆については、綿密なる観察をなして、文字の大小・線の太さ・筆力・変化・癖などに至るまで詳細に記述している。筆者の真偽については必ずしも極札には従つておらず、寧ろこれに従わないものが多くある。従わないものの中には断固として極札の筆者でないと否定しているものと、疑わしく不明であるとするものとの二種が見られる。定頼卿の先の引用文を見れば、これは断固として否定している。

卷末には古筆筆者の系図が挙げられている。これは筆者の時代や地位を知るのにきわめて便利である。特に大手鑑に存するものは太字として一目にして明

かになるように配慮されている。

以上は本書の叙述の順序に従つて考察を加えてきたが、最後に全体としての感想を記しておく。著者が三百五点の「多数の作品に対して綿密なる観察を行ない、克明なる考察を加えて、詳細なる叙述をしているのには敬服する。この多数の古筆の中に何が書かれているか、この内容は如何なるものであるかを考察決定することは、かかる断簡においては決して容易なことではない。それに対して著者はそれに対して一点をも残すことなく全作品についての出典を明かにしているが、この研究のみにても容易な仕事ではない。料紙については縦横の長さを克明に度つてこれを記述し、その紙質が斐紙であるか楮紙であるかを見極め、さらに付けられている文様にまで及んでいる。つぎの字形筆法にも綿密な考察が加えられている。字形筆法については先に小松茂美博士の名著『平安朝伝来の白氏文集と三蹟の研究』において王羲之と三蹟との字形筆法の関係を発表しているが、春名教授は本書において三百五点に対して字形用筆の特質を研究し、詳細な叙述をしているが、これも専門的知識と深い洞察力の無いものでは為し得る業ではない。最後の筆者の真偽の断定は實に至難の業であつて、これには多くの古筆を実際に観察し鑑賞した経験を有し、一の定見を有する者でなければ到底不可能である。本書の断定が多少の誤りがあるとしても断固として決定を下している自信については敬服せざるを得ない。

最後の締め括りとして疑点と希望的意見とを挙げておく。疑点としては筆者真偽の断定についてである。原本には各葉に極札が付せられ筆者の名が明記されている。この極札はこの大手鑑を作成した近衛家熙の鑑定によるものであることは明かである。著者も「古筆に特別くわしかった家熙の目には古筆見も古筆に暗い者としかうつらなかつたことと考えられる。それ故家熙は自分の手でこの大手鑑を作り自分で極札を作つてそれを押したのである。」(二八頁)と述べている。したがつて極札は家熙の鑑定によつて付せられたものであることは

確實である。そこで三百五点の鑑定を見るに著者はその半数に対して極札を否定している。その中で約百点は極札を全面的に否定しており、約五十点は疑わしいものとしている。かく見れば大体半数は極札と異なるものである。とくに天皇の勅筆については最も甚だしく大部分が否定されている。古筆の価値はその筆者の真偽に深い関係がある。著者は家熙の鑑定には普通の鑑定とは異なるものがあることを指摘している。

家熙の鑑定は普通の鑑定とはかなり違う。たとえば一六〇の『小島切』の筆者は小野道風といわれているが、藤原行成としている。また一六三の『巻子古今集切』の筆者は源俊頼といわれており、一六四の『端白切』の筆者は大式三位といわれているが、これらの筆者も行成としている。家熙の鑑定は家熙の見識によつて行われたのである。(二八頁)

ここに指摘されている数点についてはあるいは今日の鑑定と異なるかも知れないが、三百余点中その半数が異なると見ることは果して妥当なる鑑定か、門外漢の私は疑とする点である。家熙は当時において古筆に通じていたことは著者も次のように述べている。

誤りは何人も免れることはできない。江戸時代の中ごろ僅かしか誤りがなかったということは家熙が古筆の鑑定に長じていて、よく調べていたことを示しており、今日の私どもでも頭が下がる。(二九頁)

と述べている著者の言と、解説に述べてある鑑定とは異なるようと思われる。

次に系図について欲をいうならば、太字の筆者の肩に大手鑑収録順序の番号が付せられているならば、図版・釈文・解説との連絡が明かとなつて便利ではなかつたかと思われる。さらにこの系図について希望を述べるならば、藤原氏の分脈をもつと明かにして頂きたかった。近衛家鷹司家の系図が独立し、二家併せて一系図として挙げられているが、その先祖は基実で、その基実は前頁北家の系図の最後に出ているので割合にわかり易い。わかり易いけれども、北家

の基実の下へ(近衛家、鷹司家祖)と入れてあれば一層明瞭である。次の九条家・二条家・一条家の系図も同様である。次の西園寺家の祖師輔はどこにあるか、徳大寺家の祖公実はどこにあるか見出し難い。堪念に一字づつ見て行くと師輔は北家の系図の中程忠平の子として見えている。そこでここに(西園寺家祖)と記してあれば明かであり、公実は西園寺系図の師輔から五代目の所にあるので、そこに(徳大寺家祖)と付記されてあると一日して関係が明かとなる。また系図の中には一系図の中に諸家が総合されているものがある、特に多いのは王生家・甘露寺家・中御門家・万里小路家・葉至家系図において、この一系図中に五家が含まれているが、その区別が示されていない。それで二家以上を含む系図にはその家の始まったところを明記して頂くと便利である。なお系図とともに年表があればさらに便利である。これらのことときわめて些細なことであつて、この大著に対しその価値に何等の影響するもので無いことを付言しておく。

「近衛家伝来国宝大鑑」 定価六万五千円・並三万五千円 株式会社淡交社刊。監修 近衛通隆・田山方南 解説 春名好重

(本学教授・文博)